

東京 J C テニスクラブ 規約

名 称	当会は、東京 J C テニスクラブ（愛称「ラビッツ」）と称する。
目 的	当会は、会員がテニスという同じ趣味のもとに集い、相互の親睦を図ると共に明日への英気を養うことを目的とする。
行 事	当会は、上記目的のため、次の行事を行う。 (1) 総会の開催 (2) テニス大会の開催 (3) テニス練習会の開催 (4) 懇親会の開催 (5) 他の J C が主催するテニス大会への参加 (6) その他当会の目的に関係する事項
会 員	当会の会員は次の 3 種類とする。 (1) 正会員 ① 東京 J C 会員又は O B 若しくは O G ② ①の正会員死亡後に当会に入会を希望する同人の家族 (2) 賛助会員 正会員の資格がなく、正会員の家族でもない者で、正会員の推薦があり、当会の趣旨に賛同する者。ただし、「全国 1 0 L O M 対抗テニス大会」には、同大会主管 L O M の定める参加資格により参加できないことがある。 (3) 休会会員 正会員のうち、都合により 1 年間当会の行事に参加できないと申し出た者。ただし、1 年後改めて申し出がない場合は、正会員に復する。
家 族 入 会	正会員の家族は、当会の行事に参加することができる。 当会に入会を希望する者は、2 人以上の会員の推薦を得て、代表幹事にその旨を申し入れ、入会金及び年会費を納入する。ただし、過去の行状に照らし、当クラブの会員として相応しくない場合は、役員会承認のうえ、入会を拒否することができる。
退 会	当会を退会しようとする会員は、代表幹事にその旨を申し入れて退会する。ただし、年度の途中で退会する場合であっても年会費は返還しない。
除 名	年会費を 2 年以上滞納した会員、又は当会の名誉を毀損し、その他当会の会員として相応しくない行状のあった会員は、役員会承認の上、除名することが出来る。後者による除名の場合、前項ただし書の規定を準用する。

東京 JC テニスクラブ規約

総 会 総会は原則として毎年2月が終了するまでに開催し、次の事項を審議する。
なお、総会の議決には、出席した正会員の過半数の賛成を要する。

- (1) 前年度の事業報告の承認
- (2) 前年度の決算報告の承認
- (3) 当年度の役員を選任
- (4) 当年度の事業計画の承認
- (5) 当年度の予算の承認
- (6) 特別会費の徴収
- (7) 本規約の改正
- (8) その他役員会が上程した事項

役 員 役員を次のとおりおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 代表幹事 1名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 査 2名

役員は、正会員の中から選任し、任期は1年とする。ただし、留任は妨げない。

役 員 会 役員会は、監査を除く役員をもって構成し、当会の運営を行う。

事 務 局 当会の事務局は、代表幹事の勤務先又は自宅内におく。

会 費 当会の会費は次のとおりとする。

- (1) 入 会 金 10,000円
- (2) 年 会 費 正 会 員 15,000円
賛助会員 15,000円
休会会員 正会員の半額

ただし、正会員及び賛助会員については、毎年7月1日以降に入会する場合は、半額とする。

- (3) 特別会費 年会費以外に特別に徴収される会費
- (4) 参 加 費 実費

会 計 年 度 当会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

本規約は令和3年4月2日より施行する。